



情報ステーション

品目横断
特集号
No.11

N O R T H

品目横断的経営安定対策

19年産に係る対象農業者の要件を満たしていることを証する書類の提出について

対策加入者は「対象農業者の要件を満たしていることを証する書類」をご用意の上、最も早い交付金の申請の際に提出してください。（既に提出されている書類は除きます。）

1 「対象農業者の要件を満たしていることを証する書類」は以下のとおりです。

- (1) 8/1～9/30までに発行された経営規模を証する書類（農地基本台帳(写)、耕作証明書等）
- (2) 認定農業者もしくは特定農業団体であることを証する書類、又は農作業受託組織にあってはその要件を満たしていることを証する書類（例：認定農業者であれば、農業経営改善計画認定書の写し及び当該農業経営改善計画の写し。既に提出している場合は除く。）
- (3) 環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していることを証する書類
（環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート(様式第1号)）
- (4) 規模要件に係る特例を希望する方は、その特例の要件を証する書類

2 提出期限

交付申請	提出期限
過去の生産実績に基づく交付金の申請をする方	平成19年10月1日まで
過去の生産実績に基づく交付金の申請を行わず、 毎年の生産量・品質に基づく交付金の申請をする方	平成20年3月5日まで
収入減少影響緩和交付金のみ申請をする方	平成20年6月30日まで

来年、「過去の生産実績に基づく交付金の申請を行わず、毎年の生産量・品質に基づく交付金の申請をする方」、「収入減少影響緩和交付金のみ申請をする方」も、1の(1)「8/1～9/30までに発行された経営規模を証する書類」が必要ですので、忘れずに用意しておいてください。